

千葉県建築士法施行細則の一部改正について

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

(1) 以下の様式について「㊟」、「印」、「(署名)」及び注を削る。

- ・別記第一号様式（建築実務経歴書）
- ・別記第一号様式の二（建築実務経歴証明書）
- ・別記第二号様式（二級建築士又は木造建築士免許申請書）
- ・別記第四号様式（二級建築士又は木造建築士登録事項変更届）
- ・別記第四号様式の二（二級建築士又は木造建築士登録事項変更届兼免許証（免許証明書）書換え交付申請書）
- ・別記第四号様式の三（二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）書換え交付申請書）
- ・別記第五号様式（二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）再交付申請書）
- ・別記第六号様式（二級建築士又は木造建築士免許取消申請書）
- ・別記第十号様式（建築士事務所登録事項変更届）
- ・別記第十一号様式（建築士事務所廃業等届）

(2) そのほか軽微な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年10月1日